

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により、利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます。

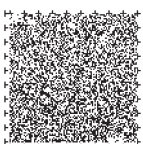
(1) 建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

<現状>

- 年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、全ての人が平等な社会参加の機会を確保するためには、単独でも、同行者と一緒でも、誰もが同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要です。
- 建築物の新築や改修に際して、バリアフリー法や、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下、「建築物バリアフリー条例」という。）及び福祉のまちづくり条例に基づく義務基準への適合を求めるとともに、バリアフリー法認定、福祉のまちづくり条例適合証の交付等により、高い水準での整備となるよう、誘導してきました。
- 東京2020大会の開催やその先を見据え、都立競技会場については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適用するとともに、障害等の当事者や学識経験者などからなる「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、そこでの意見等を踏まえて施設整備及び改修等を実施しました。
- 都や区市町村のスポーツ施設、都庁舎、都立の学校や文化施設等で、新設又は改修の際に、障害等の当事者の意見も踏まえて整備しました。
- 東京の観光を多様な旅行者に楽しんでもらうために、高齢者や障害者等が都内の宿



<福祉のまちづくり条例適合証>



泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、福祉のまちづくり条例に基づく届出やバリアフリー法の認定、宿泊施設のバリアフリー改修等の支援等により、車椅子利用者用客室や建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の確保を進めてきました。

① 福祉のまちづくり条例の運用状況

＜福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数＞

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,216件	1,234件	990件	916件	990件

② バリアフリー法の運用状況

＜バリアフリー法の新規認定件数＞

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
13件	18件	15件	15件	8件

③ 宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

＜補助実績＞

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
14件	41件	76件	34件	17件

※令和4年度は交付申請ベース、令和3年度までは額確定ベース（いずれも令和5年12月末時点）

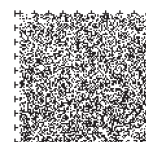
④ 赤ちゃん・ふらっと事業

○令和4年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,592か所

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
53か所	37か所	16か所	59か所	26か所

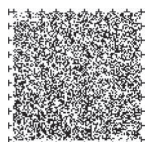
＜課題＞

- 都有施設の改修・改築に当たっては、全ての人が利用しやすい施設づくりを推進していくため、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、利用者の視点に立った、質の高い空間を整備していくことが重要です。
- 東京2020大会の水準を継承したスポーツ施設等の改修等を行っていくことが重要です。



また、都民が身近でスポーツに親しめる環境を整えるため、区市町村への支援を効果的に行っていくとともに、施設管理者がスポーツ施設への障害者の受入れを促進するよう働きかけることが必要です。

- 様々な公共施設等において、利用者の視点に立った整備が進められるよう、当事者参画によるバリアフリー整備等に係る好事例を周知するとともに、地域福祉推進区市町村包括補助事業^{*25}等に際してハンドブックの活用を働きかけていくことが必要です。
- 様々な施設において、全ての人がストレスなくトイレを利用できるよう、多様な利用者のニーズに配慮し、利用者の状況に応じて設備等を分散した事例、様々な場面を想定した工夫を行った事例等を周知するとともに、都の施策等において「ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」の活用を働きかけていくことが必要です。
- 子育て世帯に配慮した環境整備の促進を図るため、民間施設等における「赤ちゃん・ふらっと」の設置等を更に進めていく必要があります。
- 宿泊施設での車椅子利用者用客室の整備を促進するとともに、改正した建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の一層の確保を促進していくことが重要です。
また、車椅子利用者用客室の利用率の向上を図るため、同客室のしつらえや設備を図面や写真を併用するとともに、近隣の公共交通機関等からのアクセスルートも合わせて情報発信していく必要があります。
- 小規模店舗等でのバリアフリー化、可動式スロープの備え、店員の接遇向上や合理的配慮の提供等に係る普及啓発等を図ることが必要です。
- バリアフリー設備のピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障の充実に向けて、都有施設の運営における実施や民間施設での促進を図っていくことが重要です。
- バリアフリー設備等のウェブサイト等での情報提供の充実やオープンデータ化に向

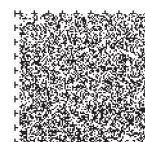


けて、都有施設の運営における実施や民間施設での促進を図っていくことが重要です。

- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用に向け、幅の広いスペースを真に必要としている人のために他の利用者は利用を控えるよう、普及啓発を強化するとともに、歩行困難な障害者や高齢者、妊産婦等、移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画^{*26}の拡充を図っていくことが重要です。
- 車椅子利用者用駐車施設の整備に際し、スロープ又はリフトを車体後部から利用する車両に配慮した駐車スペースの確保等を合わせて行うことが望ましいです。

＜今後の取組の方向性＞

- 都有施設において「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づく整備を推進していきます。
- 都立スポーツ施設については、東京2020大会で得られた知見を反映させた「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」等を踏まえ大規模改修等を行う際にバリアフリー化を順次実施していきます。
また、誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備するため、地域のニーズ等に応じた、スポーツ施設のバリアフリー化等に取り組む区市町村を支援していきます。
- 障害者のスポーツ施設の利用促進に向け、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を、研修等を通じて区市町村等に広く普及させるとともに、希望する区市町村スポーツ施設に対して、施設の状況やニーズにあわせた支援を行います。
- 障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含めた全ての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化を進めます。
また、区市町村が学校のバリアフリー化を計画的に進められるよう働きかけていきます。



- 当事者参画による取組を更に促進するため、取組事例を集約し、目的・手法等のポイントをまとめた当事者参画によるバリアフリー整備のハンドブックを周知するとともに、地域福祉推進区市町村包括補助事業でのバリアフリー整備における採択要件とすることで、区市町村における取組実施を促進します。



<当事者参画によるバリアフリー整備のハンドブック>

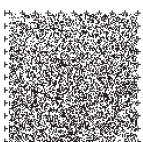
- 都内の宿泊施設において、改正した建築物バリアフリー条例に基づく客室整備に加え、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等に沿った更に高い基準の客室整備が進むよう、宿泊事業者や設計者に対して普及啓発を行っていくとともに、容積率の緩和や補助金等の活用を促すことにより、バリアフリー化された客室の確保を促進していきます。

また、客室情報をとうきょうユニバーサルデザインナビ^{※27}等で発信していくとともに、車椅子利用者用客室の利用率の向上を図るため、同客室の快適性や近隣の公共交通機関から宿泊施設までのアクセスルート等の情報を発信していきます。



<車椅子利用者客室のイメージ>

- 小規模店舗でのバリアフリー化が進むよう区市町村を支援するほか、「みんながまた来たくなるお店づくり～だれにでもおもてなしのサービスを～」ハンドブック等により対応方法のポイントなどの普及啓発を行います。
- 都内の公共施設等における誰でも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化して公表しており、今後も適切に情報更新を行っていきます。



- 「赤ちゃん・ふらっと」未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村等への働きかけを行い、整備の拡大を図っていきます。

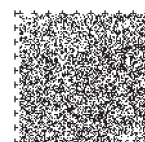


<赤ちゃん・ふらっとロゴ>



<赤ちゃん・ふらっとのイメージ>

- バリアフリースイレや障害者等用駐車区画^{※28}等のバリアフリー設備について、真に必要としている人が利用できるよう、事業者や都民を対象に、ガイドラインやハンドブック等を活用した普及啓発活動や、ホームページでの体系的な情報発信等により適正利用を推進します。



(2) 公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

<現状>

- 公園は、都民にゆとりや安らぎを与え、自然と触れ合うレクリエーションの場の提供、美しい景観や魅力の創出、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全、震災時の避難場所となる防災の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要な役割を担っています。

そのため、誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、誰でも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備などに取組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいます。

- 都立公園・河川、海上公園、自然公園、区市町村立公園において、園路の勾配改善・拡幅、スロープ・手すり設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、トイレでの洋式化やオストメイト用設備^{*29}・乳幼児用設備の設置等を推進してきました。

また、都立公園や区市町村立公園におけるユニバーサルデザイン遊具の整備を推進しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都立公園の整備状況

- 福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積

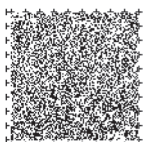
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6.2ha	4.1ha	3.9ha	7.5ha	10.2ha

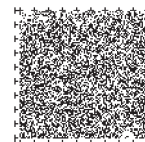
<課題>

- 多くの人を訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、公園内におけるバリアフリートイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園にたどり着けるよう、分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めることが重要です。



<公園のバリアフリー化のイメージ>





- 都立公園等の新規開園や改修等に伴うバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、訪れた誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を行うことが重要です。トイレではバリアフリー設備等の機能分散、車椅子利用者対応トイレの増設や介助用ベッド^{※30}の設置等を進めていく必要があります。

また、都立文化財庭園においては、文化財としての芸術的、歴史的な価値を保存しつつ、利用にあたり誰もが地域の歴史を体感できるよう、管理運営等の手法も含めてバリアフリー化等を検討していくことが必要です。

- 都は、国の交付金や市町村土木補助事業の中で、公園整備等を実施する区市町村に対し、バリアフリー化も含めた技術的支援を引き続き図っていく必要があります。

- 都立公園や区市町村立公園等において、公園施設のバリアフリー設備のピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障、ウェブサイト等での情報提供等の促進を図っていくことが重要です。

また、少子高齢化や多国籍化が進み、子供から高齢者まで誰もが住みやすい社会の形成が求められており、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備と共に、心のバリアフリーを推進するなど、地域・社会等、家族以外の人とのつながりを生み出し、誰もが気軽に立ち寄れ、他者と交流できる場を創出することが必要です。

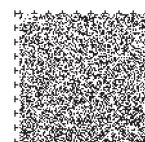
<今後の取組の方向性>

- 都立公園の新規整備及び改修の際には、東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例及び福祉のまちづくり条例に沿って、車椅子利用者対応トイレの設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車椅子対応の水飲み等の設置等の整備を進めます。特に日比谷公園においては、バリアフリー日比谷公園プロジェクトに基づき、アクセシビリティを向上させ、より多くの人々が公園を訪れることを目指した再生整備を推進していきます。

新規整備：代々木公園、六仙公園 等

既設公園の改修：日比谷公園、猿江恩賜公園、秋留台公園 等

- 新規整備や改修の機会をとらえて障害のある子供が障害のない子供と共に楽しく遊び、学ぶことのできる遊び場を整備していきます。



- 海上公園や自然公園の利用施設（自然地の条件に即し可能な範囲）は、新規開園や改修時に伴うバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、訪れた誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を行っていきます。

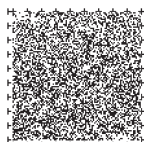


<海上公園のバリアフリー化のイメージ>



<自然公園のバリアフリー化のイメージ>

- 都は、国の交付金や市町村土木補助事業の中で、公園整備等を実施する区市町村に対し、技術的支援を行います。
- 都立公園や海上公園等において、既にホームページ上で公開しているバリアフリーマップや、バリアフリー対応状況などの更新を進めます。現地の案内板も、新規整備や改修時に合わせて、多様な利用者層を念頭に置き、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、ピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障を推進します。



(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

<現状>

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進してきました。
- 高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境を整備してきました。
- 大規模災害時には、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与することとしています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都営住宅のバリアフリー化（バリアフリー仕様の住宅及び車いす使用者向け住宅※）の進捗状況

○ 建替実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,494戸	3,289戸	2,006戸	2,530戸	2,988戸

(※) バリアフリー仕様の住宅・・・高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるよう、室内の段差を解消した住宅

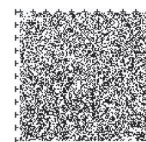
車いす使用者向け住宅・・・居室内の移動に車椅子の使用を必要とする人がいる世帯を対象に、手すり等を設置した浴室、車椅子のまま便座まで移動できるスペースのあるトイレ等を備えた住宅（令和4年度末時点で累計1,036戸）

○ 既設都営住宅の住宅設備改善等実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者向け改善(※)	3,595戸	3,389戸	2,858戸	3,070戸	3,899戸
障害者向け改善(※)	282戸	266戸	206戸	230戸	271戸
エレベーター設置	34基	31基	31基	31基	23基

(※) 高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室等への手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

(※) 障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室等への手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

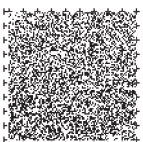


<課題>

- 都営住宅については建替えに加え、既存の住宅でのエレベーター等整備や浴室・トイレの手すり設置等のバリアフリー改修を更に推進していくことが重要です。
- 居住する場所を選べるよう、高齢者、障害者や子育て世帯に配慮した民間住宅の供給を促進していく必要があります。
- 大規模災害発生後に、車椅子利用者等の多様な被災者が使いやすい応急住宅の確保に向けた事前の備えを図っていくことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 都営住宅について、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。建替えによりバリアフリー化を進めるとともに、既存の都営住宅についても、高齢者や障害者等に配慮し、住戸内への手すりの設置、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換等及び住棟へのエレベーター設置など、バリアフリー化を推進します。バリアフリー化した都営住宅については、募集案内等を通じて、情報提供をしていきます。
- 都営住宅の建替えにより創出した用地の有効利用を図り、区市町村と連携し、高齢者施設など、地域に必要な福祉施設の整備を推進します。また、居住者の高齢化に対応するため、福祉部門・団体との連携を強化していきます。
- 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施することにより、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を図ります。
- バリアフリー改修など、分譲マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に助成を行い、既存のマンションにおけるバリアフリー化や長寿命化等を図り、良好な住宅ストックを形成していきます。



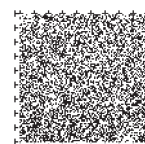
- バリアフリー構造で、緊急時対応や安否確認等を行う高齢者向け公的賃貸住宅であるシルバーピアについても、事業の実施主体である区市町村を支援し、整備・運営を適切に促進していきます。
- 多様なニーズを持つ高齢者が、ケアが必要になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、区市町村と連携を図りながら、事業者に対する整備費補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の供給の促進を図ります。
- 転落防止など子供の安全が確保され、快適な子育てが可能となる間取りや設備など、安全・安心な子育てのための工夫が凝らされた集合住宅を「東京こどもすくすく住宅」として認定するとともに、整備費の一部に対する直接補助により、認定住宅の供給を都内全域で推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活を続けられるよう、シルバーピア事業や住宅改善事業を実施する区市町村に対し、引き続き支援を実施します。
- 在宅の重度身体障害者（児）が、自宅で安心して生活することができるよう、屋内移動設備の設置に伴う改修費用を助成する区市町村の取組を引き続き支援していきます。
- 大規模災害時の応急住宅としては、バリアフリー化された公的住宅を活用するほか、仮設住宅を建設する際には、必要に応じて、バリアフリー対応など、高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とします。被災者へ応急住宅を迅速に提供できるよう、協定締結団体との協議・調整や訓練の実施など、平時からの事前準備を進めていきます。

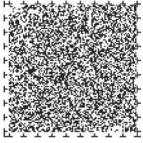


<床の段差解消の例>



<手すりの設置の例>





【施策の体系】

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(1)建築物等における ハード・ソフト両面からの バリアフリーの推進

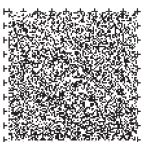
- 37 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
- 38 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定
- 39 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業
(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
- 40 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- 41 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化・トイレ整備
- 42 区市町村立学校の学校施設のバリアフリー化への支援
- 43 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援
- 44 赤ちゃん・ふらっと事業
- 45 都立スポーツ施設等の大規模改修等に伴うバリアフリー化
- 46 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化
- 47 障害者のスポーツ施設利用促進事業
- 48 都立文化施設等の大規模改修等に伴うバリアフリー化
- 49 都税事務所の改築等に伴うバリアフリー化
再掲 アクセシブル・ツーリズム支援事業
- 50 都立建築物におけるユニバーサルデザインの導入
- 51 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化(地下駐車場等改修工事)
- 52 当事者参画によるバリアフリー整備の推進
- 53 バリアフリー設備の適正利用の推進

(2)公園等における ハード・ソフト両面からの バリアフリーの推進

- 54 都立公園の整備
- 55 区市町村の公園整備事業への支援
- 56 海上公園の整備
- 57 河川における親水空間等の整備
- 58 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化
- 59 障害のある子ども共に楽しめる遊具の設置

(3)公共住宅の整備・ 民間住宅の整備促進

- 60 公営(都営)住宅のバリアフリー化の促進
- 61 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用
- 62 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設
- 63 区市町村公営住宅整備事業助成
- 64 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
- 65 都市居住再生促進事業
- 66 マンション改良工事助成
- 67 シルバーピア事業(高齢社会対策区市町村包括補助事業)
- 68 住宅改善事業(バリアフリー改修等)
(高齢社会対策区市町村包括補助事業)
- 69 重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業
(障害者施策推進区市町村包括補助事業)
- 70 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進
- 71 災害時における応急住宅対策



コラム④ ユニバーサルデザインのトイレづくり (東京都福祉局生活福祉部)

トイレは、全ての人の生活の中で身近な設備であり、特に高齢者、障害者、子供等にとって、外出時に利用できるトイレが身近に見当たらないことは、移動する際の大きな制約となるため、全ての人が利用しやすいトイレづくりが求められています。

このハンドブックは、

- ・各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者に向け、多様なニーズを持つ高齢者、障害者、子供を含めた全ての人がストレスなく利用できるトイレ環境を実現するために
- ・トイレ利用の困りごとを解消する事例を紹介することで、様々な施設での自発的な取組を促すことを目的に作成しました。

ハンドブックの構成

< STEP 1 現状と課題から考えるこれからのトイレづくり >

- ・様々な設備や機能が集約された「多機能トイレ」が多く設置されてきましたが、「利用が集中する」、「利用しづらいと感じる人がいる」という課題があります。
- ・トイレ空間全体でユニバーサルデザインを進めることが求められています。

< STEP 2 施設や利用者の状況に応じてトイレの設備等を分散する >

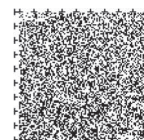
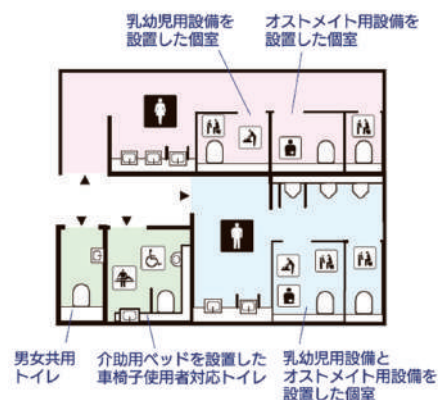
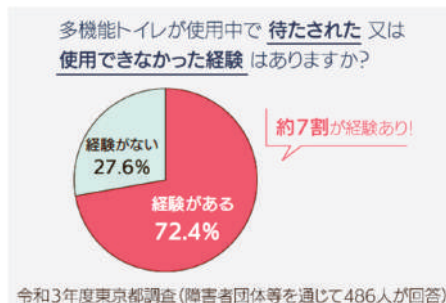
1. 設備を分散して設置する工夫

- ・一般トイレへ設備を分散することで、車椅子使用者とその他の設備を必要とする人の重なりを防ぐことができます。
- ・男女共用トイレがあれば、異性による介助・同伴が必要な人やトランスジェンダー等で、男女別のトイレが使いにくい人なども利用しやすくなります。

2. 施設全体で設備等を分散させる工夫

- ・施設内にトイレスペースを複数設けてある場合は、利用者の状況やスペース等に応じて、設備や機能を適切に分散して配置することが有効です。

3. 利用者の意見を取り入れて、より使いやすくする工夫



<STEP 3 トイレ利用における様々な場面を想定した工夫を行う>

1. より使いやすく、分かりやすくする工夫
2. より快適に使える工夫
3. 緊急時にも安心して使える工夫
4. トイレを選びやすくするための分かりやすい情報提供
5. 真に必要な人が使えるようにするための案内の工夫



<JIS規格に沿ってボタンを配置した例>

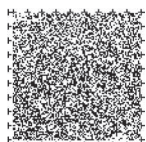
都は、今後、利用者がニーズに合うトイレを トイレスペース全体の中から選択できるよう、「選びましょう 自分にあったトイレ みんなのために」という呼びかけを広く行うことにより、全ての人が安心してトイレを利用できる社会を目指していきます。

※ハンドブックは福祉局ホームページでご覧いただけます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/toilet_handbook.html



<ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック>



コラム⑤ 都庁第二本庁舎車椅子利用者対応トイレの整備について (東京都財務局)

○整備の背景

都庁第二本庁舎地下1階は、もともと庁有車用の駐車スペースであったため、車椅子利用者用駐車施設や車椅子利用者対応トイレがありませんでした。近年、地下1階が一般来庁者用駐車スペースとなったことから上記の駐車施設を整備し、さらに今回、車椅子利用者対応トイレを整備することになりました。

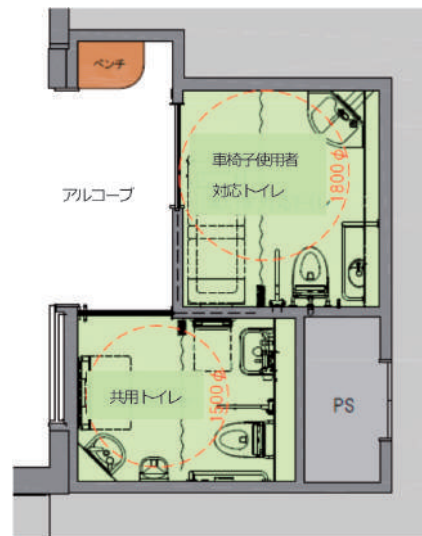
○整備の概要

整備にあたっては、第二本庁舎の地下階に不足しているオストメイト用設備と介助用ベッドを設置するとともに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省）の改正内容や、最近のトイレに関する状況も踏まえて計画を行いました。

具体的には、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、異性介助者やトランスジェンダーの方も利用しやすい、男女共用トイレとすることにしました。また、利用者が必要な機能を待たずに使用できるように、「車椅子利用者対応トイレ」と「共用トイレ」の2つのトイレを設置し、機能分散を図りました。



<トイレ外観>

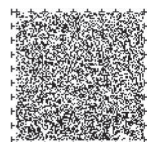


<トイレ平面図>

「車椅子利用者対応トイレ」は、電動車椅子の方向転換に必要な、直径180cmの円が内接し、かつ内法200cm以上×200cm以上の空間を確保し、車椅子に乗ったまま使用しやすい奥行き深い洗面台、折りたたみ式の介助用ベッドを設置しました。

「共用トイレ」は、オストメイト用設備を備えるとともに、乳幼児用設備として、おむつ交換台・ベビーチェア・着替え台（オストメイト兼用）等を設置しています。また、こちらも直径150cmの円が内接する広さを確保しています。

2つのトイレの入り口には、通行者の目が気にならないように、廊下との緩衝スペースとして「アル



コーブ」を設けています。アルコーブには同伴者の待機場所としても利用できる、木製のベンチを設置しました。

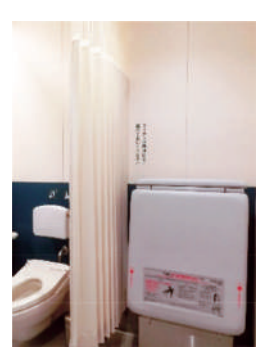
なお、トイレ内には東京オリンピック・パラリンピックで使用した備品の一部を再利用しています（おむつ交換台・ベビーチェア）。



<車椅子利用者対応トイレ>



<共用トイレ>



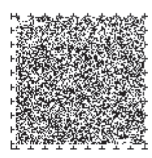
<介助者待機用のカーテン>



<アルコーブ>



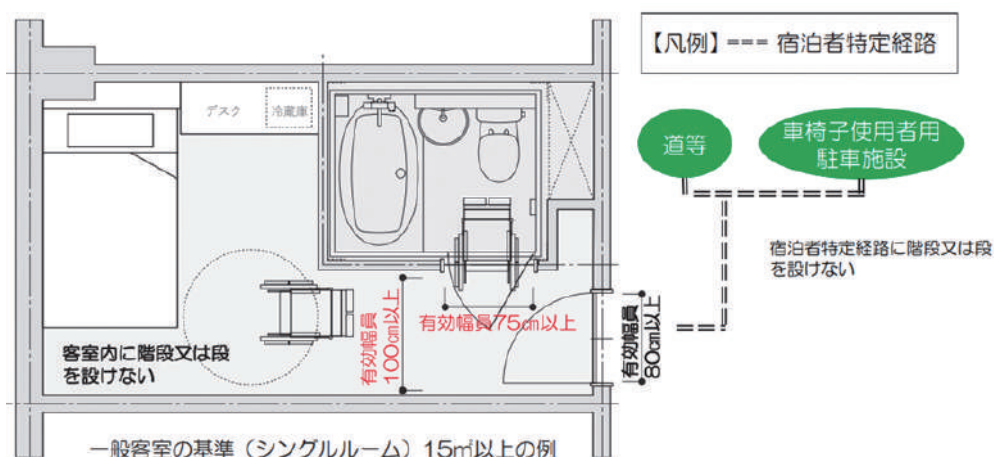
<ピクトグラムの大きさで利用優先度を表現>



コラム⑥ 宿泊施設のバリアフリー化（建築物バリアフリー条例の改正） （東京都都市整備局）

東京都は、平成31年3月に、東京2020大会の開催や超高齢社会の進展等を見据え、早期に宿泊環境の整備を図るため、建築物バリアフリー条例を改正し、一般客室を対象に出入口幅や段差の解消等の基準を設け、車椅子使用者が利用できる客室の整備を促進してきました。

その後、東京2020大会の開催を契機に、社会全般において、バリアフリーに対する理解がより深まったことなどを受けて、大会のレガシーを将来に向けた都市のレガシーとして更に発展させていくため、令和5年3月に、再度、建築物バリアフリー条例の改正を行いました。改正の内容は、浴室等における前面通路幅の基準の設置や出入口幅を強化することにより、電動車椅子を含む車椅子の使用者がより使いやすい一般客室の整備を促進するというものです。

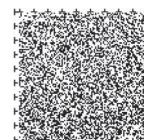


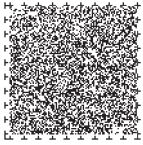
基準見直しの検討にあたっては、平成31年に改正した条例の施行後に着工した宿泊施設の実態調査に加え、宿泊事業者や当事者団体、ユニットバスメーカー等にヒアリングを行い、より多くの人が、施設を快適に利用するために必要な寸法や、車椅子でも利用しやすいユニットバスの開発状況などについて確認を行いました。

本改正条例は、令和5年10月1日から施行されており、改正の内容についてのリーフレットや技術的助言を東京都都市整備局のホームページに掲載しております。

また、ゆとりある浴室等の整備を誘導していくため、容積率の緩和や、既存施設を改正条例に適合させるためのバリアフリー改修に対する補助等も実施しております。

こうした取組により、誰もが利用しやすい宿泊環境の実現を目指し、宿泊施設のバリアフリー化を促進していきます。





コラム⑦ 都立公園のバリアフリーの取組について (東京都建設局)

東京都建設局では、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園等、都内 84 公園の整備や管理・運営を行っています。公園は、都民の皆様に安らぎやレクリエーションの場などを提供する重要な都市施設で、震災時には避難場所としても大きな役割を果たすなど、安全で快適な生活に欠かせないものです。

そのため、誰もが安心して快適に公園が利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりを目指しています。

東京都は「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に、公園のバリアフリー整備の基準を定めています。例えば全ての人が行きやすい公園の出入口を必ず 1 以上設けることや、園内の主要な施設まで円滑に移動できる園路を 1 以上確保することも基準の一つです。また車椅子の方でも使いやすいような幅や奥行、オストメイト用設備等が設置されたトイレを 1 以上設けることも必要です。

新たに開園する公園では、これらの基準に合うように設計・工事を行っています。古くからある公園についても、改修等の機会をとらえて、基準に基づきバリアフリー化を進めています。

しかし、もともとの地形上、基準を守った整備ができない場合もあります。その際には、人的なお手伝いや情報提供などの工夫を行い、公園のもつ役割が果たせるように最大限の対応を進めています。

情報提供の一例として、バリアフリーマップをご紹介します。バリアフリーマップは、都立公園を利用する方々にバリアフリー情報を発信するために平成 30 年度から作成しているもので、各公園のホームページ上で公開しています。また都立公園内のサービスセンターで配布も行っています。

都立公園では、園内の主要な施設と出入口とを結ぶ、勾配が 4 % 以下のルートを実線として示しています。バリアフリーマップでは、公園の広場や駐車場、車椅子利用者の方にも対応したトイレ等の各施設に加え、バリアフリールートをご案内しています。また勾配が大きい園路や段差がある園路については、注意が必要であること等もお知らせしています。



<府中の森公園バリアフリーマップ>

